

国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告
(平成24年4月1日～同年6月30日分)

別紙3

【1. 国家公務員法第106条の23第3項等の規定に基づく通知関連(注1)】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職	再就職の約束をした日	離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認(以下「求職の承認」という。)の有無(注3)	官民人材交流センターの援助の有無(注4)
1	佐藤 勝	49	公認会計士・監査審査会事務局主任公認会計士監査検査官	H24.6.1	H24.6.30	H24.7.1	有限責任あずさ監査法人	会計監査	社員(パートナー)	無	無
2	長谷川 正光	63	北海道地方更生保護委員会委員	H24.3.9	H24.3.31	H24.4.1	更生保護法人更生保護事業振興財団	更生保護事業	事務職員	無	無
3	本田 光宏	50	国税庁長官官房付	H24.5.10	H24.6.30	H24.7.1	国立大学法人筑波大学	教育・研究	教授	無	無
4	清水 喜久子	60	国税庁大阪国税局東山税務署長	H24.5.15	H24.7.9	H24.7.11	公益社団法人右京納税協会	適正な申告納税の推進と納税道義の高揚事業	専務理事	無	無
5	杉村 節夫	60	国税庁大阪国税局東淀川税務署長	H24.6.5	H24.7.9	H24.8.1	公益社団法人尼崎納税協会	適正な申告納税の推進と納税道義の高揚事業	専務理事	無	無
6	天野 貞祐	60	国税庁大阪国税局中京税務署長	H24.5.7	H24.7.9	H24.7.11	公益社団法人下京納税協会	適正な申告納税の推進と納税道義の高揚事業	専務理事(常勤役員)	無	無
7	平松 義明	60	国税庁大阪国税局奈良税務署長	H24.5.9	H24.7.9	H24.8.1	公益社団法人北納税協会	適正な申告納税の推進と納税道義の高揚事業	専務理事(常勤役員)	無	無
8	山田 吉隆	60	国税庁大阪国税局芦屋税務署長	H24.5.28	H24.7.9	H24.8.1	公益社団法人天王寺納税協会	適正な申告納税の推進と納税道義の高揚事業	専務理事	無	無
9	権田 和雄	59	国税庁長官官房付	H24.6.7	H24.7.10	H24.7.11	学校法人九州国際大学	教育・研究	教授	無	無
10	吉澤 雅隆	48	経済産業省大臣官房付	H24.4.1	H24.5.1	H24.5.11	吉岳商事株式会社	不動産管理等	専務取締役	無	無

11	向 末男	60	海上保安庁高知海上保安部 巡視船とさ船長	H23. 12. 26	H24. 3. 31	H24. 4. 1	日本沖荷役安全協会	沖荷役における安全管理	神戸支部業 務部長	無	無
12	安田 弘	60	国土交通省航空局交通管制 部付	H24. 2. 10	H24. 3. 31	H24. 4. 1	独立行政法人国際協力機 構（J I C A）	技術協力、無償資金協力、 有償資金協力	J I C A (イノ ビ7国政府 (ジ ャル)) 専門家	無	無
13	田口 弘史	44	運輸安全委員会事務局鉄道 事故調査官	H24. 6. 25	H24. 6. 30	H24. 7. 1	東京地下鉄株式会社	鉄道事業及びこれに付帯す る事業	鉄道本部車 両部車両工 事所所長	無	無
14	杉尾 賢二	54	国立病院機構九州がんセン ター腫瘍病態研究部長	H24. 5. 11	H24. 5. 31	H24. 6. 1	国立大学法人大分大学	教育・研究	医学部医学科総 合外科学第二講 座准教授	無	無
15	新延 正憲	59	国立病院機構労務担当理事	H24. 5. 10	H24. 6. 15	H24. 6. 25	株式会社S R A ホール ディングス	監査業務	監査役	無	無
16	小山 関哉	54	国立病院機構まつもと医療 センター臨床研究部長	H24. 6. 1	H24. 6. 30	H24. 7. 1	社会医療法人財団慈泉会	医療業務	相澤病院呼 吸器総括医 長	無	無
17	多田羅 潔	63	国立病院機構善通寺病院統 括診療部長	H24. 3. 10	H24. 6. 30	H24. 8. 1	医療法人社団純心会	医療事業	善通寺前田 病院長	無	無

(注1) 「国家公務員法第106条の23第3項等の規定に基づく通知」には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知が含まれる。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」には、独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の3第2項第4号の規定に基づく承認が含まれる。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」には、独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び同法第18条の6の規定に基づく援助が含まれる。